

## 令和8年第6回伊賀市教育委員会 議事日程

令和8年5月27日 10:00 ～

伊賀市役所 2階 会議室 202

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和8年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第50号 令和8年度一般会計補正予算 教育費関係について

日程第4 議案第51号 伊賀市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第52号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第53号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第54号 伊賀市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

日程第6 議案第55号 伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱・解職及び委嘱・任命について

日程第7 報告説明事項

① 寄附について

② その他

議案第 50 号

令和 8 年度一般会計補正予算 教育費関係について

令和 8 年度一般会計補正予算(第 1 号)教育費関係について下記のとおり検討を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

予算の内容      別紙のとおり

令和 8 年度伊賀市一般会計補正予算（第 1 号） 教育委員会（歳入）

一般会計

(単位：千円)

| 所属名           | 款  | 款名称  | 項 | 項名称 | 目 | 目名称    | 節  | 節名称      | 細節名称                     | 予算前額 | 補正額   | 計     | 歳入説明                                            | 補正理由                               |
|---------------|----|------|---|-----|---|--------|----|----------|--------------------------|------|-------|-------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 教育委員会事務局学校教育課 | 17 | 県支出金 | 3 | 委託金 | 5 | 教育費委託金 | 1  | 教育総務費委託金 | 人権教育研究推進事業委託金            | 0    | 350   | 350   | 県委託による人権教育研究推進事業に係る委託金                          | 県からの委託額が決定されたため、所要額を計上する。          |
| 教育委員会事務局生涯学習課 | 22 | 諸収入  | 5 | 雑入  | 2 | 雑入     | 10 | 教育費雑入    | 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金 | 0    | 1,571 | 1,571 | 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金（事業名称：全世代における学びの機会拡充事業） | 公益財団法人地域社会振興財団の交付金の内示があり、所要額を計上する。 |

令和8年度伊賀市一般会計補正予算 教育委員会部局事業一覧（歳出）  
一般会計

（単位：千円）

| 所属名           | 款・項          | 大事業      | 中事業        | R8予算現計額 | 補正額   | 計      | 財 源   |      |     |       |       | 補正理由                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|--------------|----------|------------|---------|-------|--------|-------|------|-----|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |              |          |            |         |       |        | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他   | 一般財源等 |                                                                                                                                                                                                                    |
|               |              |          |            | 96,134  | 3,637 | 99,771 | 0     | 350  | 0   | 1,571 | 1,716 |                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育委員会事務局学校教育課 | 教育費<br>教育総務費 | 児童生徒指導経費 | 人権同和教育推進事業 | 2,297   | 350   | 2,647  | 0     | 350  | 0   | 0     | 0     | 人権教育研究推進事業 令和8年3月に委託決定されたため。<br><br>人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会との連携・協力のもとで幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する研究を実施する。特に、指定校において、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムを作成し、人権教育を総合的・系統的に進める。<br>【特定財源】人権教育研究推進事業委託金 350千円 |
| 教育委員会事務局生涯学習課 | 教育費<br>社会教育費 | 生涯学習推進事業 | 生涯学習推進啓発事業 | 93,837  | 3,287 | 97,124 | 0     | 0    | 0   | 1,571 | 1,716 | 生涯学習・リカレント教育事業の情報を全庁的に整理し、さらに県や他団体が伊賀市で行う事業も一元化することを目標とし、市民が「いつ・どこで・何が行われるか」容易に探せるようにホームページの改修、参加しやすい事業の展開を行う。<br>【特定財源】公益財団法人地域社会振興財団 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金 1,571千円                                            |

議案第 51 号

伊賀市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- |          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分理由 | 新年度で P T A や地域の役員が交代し、年度当初から学校運営協議会委員として活動をスタートする必要があることから、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 委嘱委員   | 別紙のとおり                                                                               |
| 3 解嘱日    | 令和 8 年 3 月 31 日                                                                      |
| 4 委嘱期日   | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日もしくは令和 10 年 3 月 31 日                                  |

専決第 11 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

令和8年度 学校運営協議会委員

|   | 学校     | 名前     | 委嘱期間                 | 選出根拠 |   |
|---|--------|--------|----------------------|------|---|
| 1 | 上野東小学校 | 西口 保次  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 上野東小学校 | 米田 美紀子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 上野東小学校 | 小丸 恵一  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 上野東小学校 | 小野田 雄二 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 上野東小学校 | 東 加奈   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6 | 上野東小学校 | 水守 憲司  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 上野西小学校 | 北森 徹   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 上野西小学校 | 田中 伸一  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 上野西小学校 | 瀧山 陽子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 上野西小学校 | 岩井 喜代子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 上野西小学校 | 濱瀬 達雄  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    |   |
| 6 | 上野西小学校 | 森川 誠子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 久米小学校  | 峯 直毅   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 久米小学校  | 森沢 克成  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 久米小学校  | 山中 理恵  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 久米小学校  | 田中 光生  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 久米小学校  | 廣澤 昌昭  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 上野北小学校 | 吹上 純子  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    |   |
| 2 | 上野北小学校 | 井上 令子  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 上野北小学校 | 辻森 寿延  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 4 | 上野北小学校 | 北寺 理人  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 上野北小学校 | 奥谷 正   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 1 | 府中小学校  | 田中 栄一  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 府中小学校  | 宮寄 永合  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 3 | 府中小学校  | 城本 みゆき | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 4 | 府中小学校  | 奥田 善子  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 府中小学校  | 皆越 敏   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6 | 府中小学校  | 富田 直美  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    | 新 |
| 1 | 中瀬小学校  | 葛原 美和  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 2 | 中瀬小学校  | 葛原 一彦  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 中瀬小学校  | 町野 理   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 中瀬小学校  | 勝原 清子  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 5 | 中瀬小学校  | 荒木 益夫  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6 | 中瀬小学校  | 中森 敏文  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    | 新 |
| 1 | 友生小学校  | 武田 真示  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 友生小学校  | 百地 太歳  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 友生小学校  | 辻本 まゆみ | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 友生小学校  | 岸 則和   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 友生小学校  | 赤坂 幸陽  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6 | 友生小学校  | 副松 紘伍  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 7 | 友生小学校  | 芦田 覚   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 上野南小学校 | 吉澤 仁美  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 上野南小学校 | 西 祐治   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 上野南小学校 | 東瀬 浩輝  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 4 | 上野南小学校 | 高橋 良忠  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 上野南小学校 | 坪野 芳美  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 1 | 成和東小学校 | 前川 清   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 成和東小学校 | 中森 繁尚  | 令和8年4月1日から令和8年5月15日  | 2    |   |
| 3 | 成和東小学校 | 浜津 玲子  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 4 | 成和東小学校 | 浅川 友和  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    |   |
| 5 | 成和東小学校 | 松永 成剛  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6 | 成和東小学校 | 葛原 晃   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 3    | 新 |
| 1 | 成和西小学校 | 田中 正明  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 成和西小学校 | 森中 祐作  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 3 | 成和西小学校 | 山下 道代  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 4 | 成和西小学校 | 奥西 利江  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 成和西小学校 | 山岡 浩   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6 | 成和西小学校 | 廣畑 由紀  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |

令和8年度 学校運営協議会委員

|   | 学校     | 名前     | 委嘱期間                 | 選出根拠 |   |
|---|--------|--------|----------------------|------|---|
| 1 | 三訪小学校  | 川本 哲   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 三訪小学校  | 福森 朋子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 三訪小学校  | 山口 光則  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 4 | 三訪小学校  | 池本 孝   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 5 | 三訪小学校  | 田畑 正樹  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6 | 三訪小学校  | 川口 雅之  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 柘植小学校  | 内田 順子  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 2 | 柘植小学校  | 前嶋 智子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 柘植小学校  | 高木 康江  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 柘植小学校  | 平野 伸輔  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 1    |   |
| 5 | 柘植小学校  | 西井 正和  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6 | 柘植小学校  | 中嶋 恭子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 7 | 柘植小学校  | 岡田 みこ  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 西柘植小学校 | 山崎 このみ | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 西柘植小学校 | 仁保 恵美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 西柘植小学校 | 山本 敦   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 1    | 新 |
| 4 | 西柘植小学校 | 前澤 昭彦  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 西柘植小学校 | 内田 善仁  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 1    |   |
| 6 | 西柘植小学校 | 中島 和徳  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 7 | 西柘植小学校 | 石井 康晴  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 3    | 新 |
| 1 | 壬生野小学校 | 市来 陽介  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 2 | 壬生野小学校 | 居附 秀樹  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 壬生野小学校 | 北出 茂樹  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 4 | 壬生野小学校 | 丸山 正春  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 2    | 新 |
| 5 | 壬生野小学校 | 福永 紀世佳 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 6 | 壬生野小学校 | 服部 大樹  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 島ヶ原小学校 | 南出 藤作  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 島ヶ原小学校 | 西口 馨   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 島ヶ原小学校 | 倉坂 恵美子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 島ヶ原小学校 | 川島 克也  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 1 | 阿山小学校  | 伊室 春利  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 阿山小学校  | 山森 義祥  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 阿山小学校  | 川瀬 康江  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 阿山小学校  | 遊免 一子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5 | 阿山小学校  | 林崎 清   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 6 | 阿山小学校  | 篠原 靖子  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 7 | 阿山小学校  | 町野 隆美  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 8 | 阿山小学校  | 界外 裕作  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 大山田小学校 | 前山 恭子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 大山田小学校 | 辻 喜仁   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 大山田小学校 | 川野 尚喜  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 大山田小学校 | 糺谷 昌久  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1 | 青山小学校  | 澤田 摩知子 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 2 | 青山小学校  | 上山 ひとみ | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    |   |
| 3 | 青山小学校  | 岩寄 清悟  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 4 | 青山小学校  | 神山 幸久  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    |   |
| 5 | 青山小学校  | 八木 かな子 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    |   |
| 6 | 青山小学校  | 師井 佐知子 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 3    | 新 |
| 1 | 崇広中学校  | 吹上 純子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 崇広中学校  | 松岡 克己  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 崇広中学校  | 加納 圭子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 崇広中学校  | 杉野 祥   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 1 | 緑ヶ丘中学校 | 澤 久忠   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2 | 緑ヶ丘中学校 | 里 昌信   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3 | 緑ヶ丘中学校 | 堂山 敏夫  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4 | 緑ヶ丘中学校 | 南 亘    | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 5 | 緑ヶ丘中学校 | 中村 理恵  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 6 | 緑ヶ丘中学校 | 山本 あけみ | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |



令和8年度 学校運営協議会委員

|    | 学校      | 名前     | 委嘱期間                 | 選出根拠 |   |
|----|---------|--------|----------------------|------|---|
| 1  | 城東中学校   | 清水 由美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 城東中学校   | 山田 政普  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 城東中学校   | 川村 寿人  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 城東中学校   | 辻井 眞理子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 城東中学校   | 輪田 健二  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6  | 城東中学校   | 西田 賢一  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 7  | 城東中学校   | 恒岡 信政  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 8  | 城東中学校   | 一路 博美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 9  | 城東中学校   | 西森 義和  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 10 | 城東中学校   | 稲垣 智浩  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 11 | 城東中学校   | 竹田 悠亮  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1  | 上野南中学校  | 東 弘久   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 上野南中学校  | 宮下 裕子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 上野南中学校  | 光岡 淳子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 上野南中学校  | 辻 喜嗣   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 上野南中学校  | 五舛出 圭史 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6  | 上野南中学校  | 稲林 司   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 7  | 上野南中学校  | 稲垣 大介  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 1    | 新 |
| 8  | 上野南中学校  | 坂 加代   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 3    | 新 |
| 1  | 柘植中学校   | 西田 哲也  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 柘植中学校   | 高木 康江  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 柘植中学校   | 川口 素生  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 柘植中学校   | 林 優次   | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 柘植中学校   | 菊地 晃子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6  | 柘植中学校   | 松浦 浩正  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 7  | 柘植中学校   | 澤田 高志  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    | 新 |
| 8  | 柘植中学校   | 岩崎 睦美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1  | 霊峰中学校   | 服部 将典  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 2  | 霊峰中学校   | 木澤 正治  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 霊峰中学校   | 福森 眞由美 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    | 新 |
| 4  | 霊峰中学校   | 南出 正博  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 霊峰中学校   | 渡木 正光  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 3    |   |
| 1  | 島ヶ原中学校  | 川向 啓造  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 島ヶ原中学校  | 水口 廣子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 島ヶ原中学校  | 東出 欣子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 島ヶ原中学校  | 森嶋 久伸  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 島ヶ原中学校  | 澤田 将器  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 6  | 島ヶ原中学校  | 中島 耕士  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 1  | 阿山中学校   | 多田 圭吾  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 2  | 阿山中学校   | 田中 康裕  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 阿山中学校   | 山森 裕美子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 阿山中学校   | 藤田 一美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 阿山中学校   | 福谷 日出夫 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6  | 阿山中学校   | 隠岐 啓子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 7  | 阿山中学校   | 田中 秀和  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 3    | 新 |
| 1  | 大山田中学校  | 田中 恭子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 大山田中学校  | 村田 雅子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 3  | 大山田中学校  | 奥 理    | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 1  | 青山中学校   | 花垣 淳美  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 2  | 青山中学校   | 朝日 雄道  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日  | 1    | 新 |
| 3  | 青山中学校   | 神山 幸久  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 4  | 青山中学校   | 福本 康代  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 5  | 青山中学校   | 坂本 安司  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |
| 6  | 青山中学校   | 上迫 直生  | 令和8年4月1日から令和10年3月31日 | 2    |   |
| 1  | 桃青の丘幼稚園 | 水谷 展子  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日  | 2    |   |

令和8年度 学校運営協議会委員

|   | 学校      | 名前    | 委嘱期間                | 選出根拠 |  |
|---|---------|-------|---------------------|------|--|
| 2 | 桃青の丘幼稚園 | 瀧山 陽子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 2    |  |
| 3 | 桃青の丘幼稚園 | 山田 政普 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 2    |  |
| 4 | 桃青の丘幼稚園 | 山本 恵子 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 2    |  |

任期満了

|    | 学校     | 名前     | 委嘱期間                | 選出根拠 |  |
|----|--------|--------|---------------------|------|--|
| 1  | 上野北小学校 | 西村 貴志  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 2  | 府中小学校  | 森川 真紀  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 3  | 府中小学校  | 東構 昌子  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 4  | 府中小学校  | 稲岡 徹   | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 5  | 府中小学校  | 宮本 鎮郎  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |
| 6  | 中瀬小学校  | 西森 義和  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 7  | 中瀬小学校  | 宮田 茂一  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 8  | 中瀬小学校  | 石井 康晴  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |
| 9  | 友生小学校  | 市井 秀明  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 10 | 上野南小学校 | 宮浦 愛良  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 11 | 成和東小学校 | 下井 二三  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 12 | 成和東小学校 | 中山 祐昌  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 13 | 成和東小学校 | 奥永 丈治  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |
| 14 | 成和西小学校 | 勝島 一雄  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 15 | 成和西小学校 | 上島 啓二  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 16 | 成和西小学校 | 千早 祐一来 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 17 | 三訪小学校  | 渡瀬 洋平  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 18 | 壬生野小学校 | 平岩 修   | 令和6年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 19 | 壬生野小学校 | 金谷 泰裕  | 令和6年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 20 | 壬生野小学校 | 今井 栄一  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 21 | 島ヶ原小学校 | 田中 孝則  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 22 | 阿山小学校  | 阿久根 尚  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 23 | 青山小学校  | 勝本 順子  | 令和6年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 24 | 青山小学校  | 竹岡 良昌  | 令和6年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 25 | 青山小学校  | 葛原 晃   | 令和6年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |
| 26 | 城東中学校  | 北森 徹   | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 27 | 柘植中学校  | 西田 方計  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 28 | 柘植中学校  | 山口 好文  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |
| 29 | 霊峰中学校  | 佐々木 光久 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 2    |  |
| 30 | 霊峰中学校  | 森田 三弥加 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 31 | 阿山中学校  | 谷本 僚平  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 1    |  |
| 32 | 阿山中学校  | 澤田 高志  | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 | 3    |  |

任期途中の解嘱

|   | 学校     | 名前    | 委嘱期間                | 選出根拠 |  |
|---|--------|-------|---------------------|------|--|
| 1 | 三訪小学校  | 山中 善典 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 2    |  |
| 2 | 西柘植小学校 | 出口 裕章 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 2    |  |
| 3 | 西柘植小学校 | 富田 直美 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 3    |  |
| 4 | 崇広中学校  | 井上 元  | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 1    |  |
| 5 | 上野南中学校 | 田中 秀和 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 3    |  |
| 6 | 島ヶ原中学校 | 川 庄一郎 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 1    |  |
| 7 | 青山中学校  | 渡辺 理紗 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 | 1    |  |

伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則第6条第1項

- (選出根拠) 1 : 対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者  
 2 : 対象学校の所在する地域の住民  
 3 : 対象学校の教職員  
 4 : その他、教育委員会が適当と認める者

○伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則

平成21年12月 1 日教育委員会規則第14号

改正

平成24年 9 月26日教委規則第 8 号

平成30年 4 月 1 日教委規則第 5 号

令和 2 年10月26日教委規則第21号

令和 8 年 3 月24日教委規則第 9 号

伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、伊賀市立幼稚園、小中学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

**第 2 条** 協議会は、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）運営に関する伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画を促進し、学校、保護者、地域住民等相互の信頼関係の構築に努め、一体となって心豊かで健やかな子どもたちの育成に取り組むものとする。

(設置)

**第 3 条** 教育委員会は、前条の設置目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると求める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(所掌事項)

**第 4 条** 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、当該対象学校に係る協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織の編成に関すること。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 伊賀市立学校(園)の管理及び運営に関する規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第18号)第59条第3項に規定する伊賀市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に関すること。

(6) その他、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

**第5条** 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の委嘱)

**第6条** 協議会の委員は18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者

(2) 対象学校が所在する地域の住民

(3) 対象学校の教職員

(4) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員のうち、その一部については公募をすることができる。

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

5 委員は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

**第7条** 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当することにより委嘱された委員が当該者に該当しなくなったときは、委員の身分を失う。

(秘密の保持等)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

**第9条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

**第10条** 協議会の会議は、対象学校の校長と協議のうえ会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が定められていないときは、対象学校の校長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

**第11条** 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について審議する場合
- (2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

**第12条** 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るための必要な研修等を行うことができる。

(指導及び助言)

**第13条** 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し

て指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

**第14条** 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が発生したとき。

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

**第15条** 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者及び対象学校の所在する地域の住民等に対して自らの活動状況を積極的に公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

**第16条** 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

**第17条** この規則に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 9 月26日教委規則第 8 号)

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 4 月 1 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年10月26日教委規則第21号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月24日教委規則第 9 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 52 号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 50 号）第 4 条の規定に基づく委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- |            |                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分理由   | 団体からの派遣役員交代に伴い、委員を解嘱及び委嘱する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解嘱及び委嘱委員 | 別紙のとおり                                                     |
| 3 解嘱日      | 令和 8 年 4 月 19 日                                            |
| 4 委嘱期間     | 令和 8 年 4 月 20 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（前任者の残任期間）               |



専決第 12 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 19 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員名簿

※ 委嘱期間     令和6年10月1日～令和8年9月30日

| No. | 所属              | 氏名     | 委嘱              | 備考 |
|-----|-----------------|--------|-----------------|----|
| 1   | 読み聞かせ活動団体       | 岡山 恵美子 |                 |    |
| 2   | 伊賀市社会教育委員会      | 中嶋 恭子  |                 |    |
| 3   | 伊賀市青少年育成市民会議    | 増永 秀美  |                 |    |
| 4   | 伊賀市PTA連合会       | 南畑 陽子  | 委嘱<br>令和8年4月20日 | 新規 |
| 5   | 市民公募            | 家城 円   |                 |    |
| 6   | 市民公募            | 竹島 みち子 |                 |    |
| 7   | 伊賀市公立幼稚園        | 松永 愛   |                 |    |
| 8   | 伊賀市公立保育所        | 松村 幸世  |                 |    |
| 9   | 伊賀市公立小学校        | 田中 智彦  |                 |    |
| 10  | 伊賀市公立中学校        | 澤 健史   |                 |    |
| 11  | 伊賀市内公立高等学校図書館司書 | 瀧本 志津代 |                 |    |
| 12  | 伊賀市図書館協議会       | 柴田 正美  |                 |    |
| 13  | 伊賀市社会事業協会       | 松田 昌子  |                 |    |
| 14  | 民生委員児童委員        | 松尾 明彦  |                 |    |
| 15  | 学識経験者           | 岡野 裕行  |                 |    |

### 【解嘱】

| No. | 所属        | 氏名   | 解嘱              | 備考 |
|-----|-----------|------|-----------------|----|
| 1   | 伊賀市PTA連合会 | 澤 和枝 | 解嘱<br>令和8年4月19日 |    |

○伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

平成19年12月26日 条例第50号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

**第1条** 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

**第3条** 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

議案第 53 号

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 団体の代表者交代等に伴い、解嘱及び委嘱をする必要があるため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 解嘱及び委嘱委員 別紙のとおり
- 3 解 嘱 日 令和 8 年 4 月 1 9 日
- 4 委嘱期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 9 年 7 月 31 日まで  
(前任者の残任期間)

専決第 13 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 19 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員名簿

令和7年8月1日～令和9年7月31日

| 区 分                       | 氏 名    | 委 嘱            |
|---------------------------|--------|----------------|
| 校長会代表(柘植小学校長)             | 松本 徹   |                |
| 放課後児童クラブ代表(ふれあいステーション都美恵) | 森田 かおり |                |
| 放課後子ども教室代表(西柘植放課後子ども教室)   | 木澤 正治  |                |
| 社会教育委員代表                  | 上出 通雄  |                |
| 民生委員児童委員連合会 代表            | 和田 文子  |                |
| PTA連合会代表                  | 谷川 真弓  | 委嘱(令和8年4月20日～) |
| 健康福祉部理事                   | 福森 公美  |                |
| 教育委員会事務局事務局長              | 福岡 香穂  |                |

【解嘱】

| 区 分      | 氏 名   | 解 嘱           |
|----------|-------|---------------|
| PTA連合会代表 | 山口 里紗 | 解嘱(令和8年4月19日) |

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例

(設置)

**第1条** 放課後対策事業（文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業を一体的又は連携して実施する総合的な事業をいう。以下「事業」という。）に基づき、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策等を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の広報活動に関すること。
- (2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブのニーズの把握並びにボランティア等の人材確保に関すること。
- (3) 事業に係る安全管理に関すること。
- (4) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内校（園）長会の代表者
- (2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の代表者
- (3) 社会教育委員の代表者
- (4) 児童福祉団体の代表者
- (5) 市内PTA連合会の代表者
- (6) 市民から公募した者
- (7) 行政関係者（教育委員会及び福祉関係部署）
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。



(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会設置要綱（平成19年伊賀市教育委員会告示第9号）により委嘱又は任命された委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

議案第 54 号

伊賀市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市公民館条例（平成 16 年伊賀市条例第 250 号）第 5 条の規定に基づく委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- |            |                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分理由   | 団体からの派遣役員交代に伴い、委員を解嘱及び委嘱する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解嘱及び委嘱委員 | 別紙のとおり                                                     |
| 3 解嘱日      | 令和 8 年 4 月 6 日                                             |
| 4 委嘱期間     | 令和 8 年 4 月 7 日から令和 9 年 6 月 30 日まで（前任者の残任期間）                |

専決第 14 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 6 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 伊賀市公民館運営審議会委員名簿

※ 委嘱期間      令和7年7月1日～令和9年6月30日

| 選出団体等   |              | 氏名     | 委嘱             | 備考 |
|---------|--------------|--------|----------------|----|
| 地域<br>枠 | 上野地域         | 西出 実   |                |    |
|         |              | 速水 英子  |                |    |
|         | いがまち地域       | 岡島 千秋  |                |    |
|         | 島ヶ原地域        | 小川 典子  |                |    |
|         | 阿山地域         | 山崎 悠美子 |                |    |
|         | 大山田地域        | 奥井 てる子 |                |    |
|         | 青山地域         | 坂下 脩司  |                |    |
| 全市<br>枠 | 伊賀市校長会       | 林崎 勉   | 委嘱<br>令和8年4月7日 | 新規 |
|         | 伊賀市PTA連合会    | 内田 真   |                |    |
|         | 伊賀市青少年育成市民会議 | 富岡 通郎  |                |    |

### 【解嘱】

| 選出団体等 |        | 氏名   | 解嘱             | 備考 |
|-------|--------|------|----------------|----|
|       | 伊賀市校長会 | 森永 宏 | 解嘱<br>令和8年4月6日 |    |

**改正**

平成16年12月24日条例第301号

平成20年 3 月26日条例第24号

平成22年12月28日条例第35号

平成23年12月28日条例第29号

令和元年12月27日条例第52号

令和 3 年10月 5 日条例第25号

伊賀市公民館条例

(趣旨)

**第 1 条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

**第 2 条** 本市に次のとおり公民館を設置する。

名称 伊賀市中央公民館

位置 伊賀市上野丸之内500番地

2 伊賀市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の事業の主たる対象となる区域は、市内全域とする。

(職員)

**第 3 条** 中央公民館に館長その他の職員を置く。

(運営審議会)

**第 4 条** 中央公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

**第 5 条** 公民館運営審議会の委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。

3 第 1 項の委員が辞職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(委任)

**第 6 条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、上野市公民館条例（昭和24年上野市条例第47号）、伊賀町公民館条例（昭和34年伊賀町条例第41号）、島ヶ原村公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和54年島ヶ原村条例第11号）、阿山町公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年阿山町条例第20号）、大山田村公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年大山田村条例第15号）及び青山町公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和30年青山町条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成16年12月24日条例第301号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月26日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年12月28日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成25年3月教委規則第4号で、平成24年4月16日から施行）

**附 則**（令和元年12月27日条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年2月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のいがまち公民館の使用に係る手続については、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前に、伊賀市公民館条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年10月5日条例第25号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 55 号

伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱・解職及び委嘱・任命に係る専決処分の承認について

伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱・解職及び委嘱・任命に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 選出母体の人事異動に伴い、解嘱・解職及び委嘱・任命を行う必要があったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 解嘱・解職及び委嘱・任命委員 別紙のとおり
- 3 解嘱・解職日 令和 8 年 3 月 31 日
- 4 委嘱及び任命期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

専決第 15 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛



伊賀市給食センター運営委員 名簿

任命期間：令和7年7月1日～令和9年6月30日（2年間）

|   | 区分 | 選出学校    | 名 前    | 解職年月日    | 名 前   | 任命期間                 |
|---|----|---------|--------|----------|-------|----------------------|
| 1 | ①  | 上野北小学校長 | 田中 智彦  | R8年3月31日 | 谷本 友子 | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 2 |    | 府中小学校長  | 堀川 実和子 |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 3 |    | 久米小学校長  | 吉永 永子  |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 4 |    | 島ヶ原小学校長 | 谷本 友子  | R8年3月31日 | 宮本 鎮郎 | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 5 |    | 青山小学校長  | 姫野 武   |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 6 |    | 阿山中学校長  | 中川 裕晴  |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 7 |    | 崇広中学校長  | 若山 公治  | R8年3月31日 | 西口 寿  | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 8 |    | 大山田中学校長 | 吉川 英毅  | R8年3月31日 | 辻 晃子  | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 9 |    | 島ヶ原中学校長 | 板橋 誠啓  |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |

委嘱期間：令和7年7月1日～令和9年6月30日（2年間）

|    | 区分 | 選出学校      | 名 前    | 解嘱年月日    | 名 前   | 委嘱期間                 |
|----|----|-----------|--------|----------|-------|----------------------|
| 10 | ②  | 阿山小学校保護者  | 服部 綾   |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 11 |    | 上野南小学校保護者 | 増田 真由美 | R8年3月31日 | 福生 真美 | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 12 |    | 久米小学校保護者  | 苗村 泰旨  |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 13 |    | 島ヶ原小学校保護者 | 田中 孝則  | R8年3月31日 | 川島 克也 | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 14 |    | 青山小学校保護者  | 八木 かな子 |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |
| 15 |    | 城東中学校保護者  | 西岡 紀子  | R8年3月31日 | 西森 義和 | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 16 |    | 霊峰中学校保護者  | 西口 祥子  | R8年3月31日 | 北出 光  | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 17 |    | 阿山中学校保護者  | 山本 美佳  | R8年3月31日 | 東 裕紀  | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 18 |    | 青山中学校保護者  | 花垣 麻衣  | R8年3月31日 | 林 典子  | R8年4月1日～<br>R9年6月30日 |
| 19 | ③  | 府中小学校栄養教諭 | 赤澤 奈央  |          |       | R7年7月1日～<br>R9年6月30日 |

|    |  |            |        |               |       |                                |
|----|--|------------|--------|---------------|-------|--------------------------------|
| 20 |  | 緑ヶ丘中学校栄養教諭 | 加藤 由美子 | R8 年 3 月 31 日 | 久保 瑞穂 | R8 年 4 月 1 日～<br>R9 年 6 月 30 日 |
|----|--|------------|--------|---------------|-------|--------------------------------|

伊賀市給食センター運営委員会条例 第2条

- ① 小中学校校長
- ② 小中学校保護者
- ③ 専門知識を有する者

○伊賀市給食センター運営委員会条例

平成19年12月26日条例第45号

伊賀市給食センター運営委員会条例

(設置)

**第1条** 伊賀市給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

**第2条** 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小中学校長
- (2) 配膳対象となる小中学校の保護者
- (3) 学識経験者又は専門知識を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(所掌事項)

**第4条** 委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項を審議する。

2 前項の審議を行うため、委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

**第6条** 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

## 令和8年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2026 年（令和 8 年） 5 月 27 日（水曜日） 午前 10 時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2 階 202 会議室
3. 出席者 : 澤田教育長、中委員、岡森委員、野口委員、内藤委員、福岡事務局長、中事務局次長兼政策調整監、小林社会教育推進監兼中央図書館長、藤田教育総務課長、中釜教育施設課長、太田学校教育課長、藤原生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1 人
5. 協議事項：
  - 議案第 50 号 令和 8 年度一般会計補正予算 教育費関係について
  - 議案第 51 号 伊賀市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
  - 議案第 52 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
  - 議案第 53 号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
  - 議案第 54 号 伊賀市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
  - 議案第 55 号 伊賀市給食センター運営委員会委員の解嘱・解職及び委嘱・任命について
6. 報告事項：
  - ① 寄附について
  - ② その他

閉会： 11 時 02 分

署名委員： 内藤委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。  
5 月も後半に入り、25 度を超える暑い日もあります。各学校には冷凍庫も配備され、熱中症予防を呼びかけているところです。また、今週末には多くの学校で運動会も行われます。学びの充実の季節となってきました。

さて、本日は「令和8年度伊賀市の教育の現状と課題」という資料を配付させていただきました。例年、伊賀市PTA連合会や企業等から教育について話をしてほしいという依頼があり、そのために作成した資料です。先週23日(土)、伊賀市上野師友会の挨拶の場で、また、今週25日(月)、上野商工会議所異業種交流懇談会の場で、これを基に伊賀市の教育の現状と課題について話をしました。内容は子ども数や学校経営、マニフェストの3本柱である学力の向上、人権教育の充実、キャリア教育の推進の取組について、家庭学習、不登校数、いじめ件数等、生徒指導の状況、読書活動、郷土学習、地域との連携、学校給食、伊賀地域の県立高等学校の状況等を数値とともに現状を載せています。最後のページには、「これからの学校教育がめざすもの」として、「ウェルビーイングの向上」としています。子どもや教職員が「幸せ」な学校をつくることを目指しています。学校は今、子ども一人一人が心身ともに健康で、自分らしく幸せに生きる力を育む「ウェルビーイングを向上させること」が求められています。

資料2として、「第4期教育振興基本計画」のリーフレットをお配りしましたが、2頁「2つのコンセプト」に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が挙げられています。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態であり、「自分らしく生きている」「自分には価値がある」と実感できる状態のことです。国際調査では、日本の子どもたちは諸外国に比べて、自己肯定感や幸福感についての低い傾向が見られます。学校とは単に知識を教える場ではなく、子どもたちが自分らしく生きる力を育む場です。子ども一人一人が安心して過ごし、自分の存在価値を実感し、未来に希望を持つことができる学校こそ、ウェルビーイングを向上させる学校です。子どもたちが「学校が楽しい」「自分には価値がある」「将来に希望を持てる」と感じられる教育を実現し、これからの社会をたくましく生きる力を育んでももらいたいと思います。

加えて、ウェルビーイングを高める学校づくりを推進するためには、教職員自身のウェルビーイングも重要です。教職員同士が同僚性を発揮し、相談しやすい職場風土づくりに努め、若手教員の育成やミドルリーダーの活用を通して、組織として学び合う、支え合う学校経営を進めることを考えています。難しいテーマですが、教職員は理念を共有し、家庭・地域・関係機関と連携しながら、誰一人取り残さない学校づくりを進めてもらいたいと考えているところです。このような現状と課題の中、教育委員会といたしましても、学校を指導・支援し、学校・家庭・地域が一体となった取組を一層推進し、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

教育長

それでは、これより令和8年第6回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長       ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。  
それでは、これより議事に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。  
議事録署名委員には、**内藤委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

教育長       異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**内藤委員**といたし  
ます。よろしくお願いします。

教育長       日程第2 令和8年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認に  
ついてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといっ  
たことがございましたら、ご発言ください。

委員       私の発言が記載されていないと思います。委員の委嘱に係る資料につ  
いて発言をしたと記憶していますので、精査してください。

教育長       それでは、議事録については、一部訂正を行うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長       議事録は、一部訂正することといたします。

教育長       日程第3 議案第50号 令和8年度一般会計補正予算 教育費関係  
についてを議題といたします。  
本議案につきまして、学校教育課長から順に説明をお願いします。

(学校教育課長→生涯学習課長 説明)

教育長       ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長       学校教育課の補正予算について、緑ヶ丘中学校区ということですが、  
この35万円はどの学校が使うのでしょうか。

学校教育課長 緑ヶ丘中学校、上野東小学校、友生小学校の3校になりますが、地  
域を巻き込んだ事業のため、保育園や自治会等も含めて会議や研修会  
を行います。

教育長       2年間ですので、来年度2年目は例年だと秋ごろに授業公開や研究し  
た成果を発表する機会がありましたが、来年度の予定はいかがでしょ

うか。

学校教育課長 令和8年度、校区内の発表会を行い、認められれば県内に公開する予定です。

委員 生涯学習課の補正予算について、今回から有料のソフトに変えていくということですか。

生涯学習課長 伊賀市のホームページのサブのサイトとして配信していくもので、有料になります。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第50号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第50号は、可決いたしました。  
続いて、日程第4 議案第51号 伊賀市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 小学校の場合は各学校同程度の人数で委員が選出されていますが、中学校は学校の規模は関係なく人数がバラバラに感じます。何か基準があるのでしょうか。

学校教育課長 第6条で協議会の委員は18人以内と決まっています。城東中学校は最初にスタートした学校であったため、モデルとして様々な方に委員になってもらい、それが継続して多くなっています。大山田については小中学校合同で進めているため、少なくなっています。各学校の実状や自治会の数等に合わせて、18人以内で人数を決めています。



委員 崇広中学校は4名と少ないですが、問題ないでしょうか。

学校教育課長 意見が挙がったことを共有させていただきます。

委員 保護者が入っているところと入っていないところがありますが、PTAにも運営協議会にも入っているという人は結構いらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 各学校で選びますが、PTAの会長や副会長を充て嘱として選出する学校もあります。

委員 PTAとの繋ぎになってもらうこともあるのでしょうか。

学校教育課長 はい。

委員 幼稚園は「対象学校の所在する地域の住民」からの選出しかいないのですか。

学校教育課長 話し合う場の委員としては、地域の方が中心となっています。

委員 運営協議会で出た課題は教育委員会に共有されるのですか。

学校教育課長 多くの学校は年2回開催します。1回目は地域と協議した計画を見ていただき承認してもらい、2回目はその結果を報告しています。その他については、別の会議で共有しています。教育委員会に関係することについては教育委員会への報告がありますが、それ以外は各学校で完結となります。

教育長 学期ごとに報告書を出してもらって、いただいた意見を基に、来年度の改善点等を報告するというような流れになっています。協議会委員の承認を得てから、マニフェストを出したり学校運営をしたりすることになっています。評価や改善について、意見をいただいています。

委員 大体1名保護者が入っていますが、大山田は入っていないことが続いています。学校の現状を分からない状態で報告を聞いて、今までの流れで承認することもあるのではないかと思います。

学校教育課長 様々な年齢、性別のメンバーで校長から推薦をするのが現状ですが、伺った意見を学校に伝えて、役割等を確認していこうと思います。

教育長 マイナスな部分も含め、協議会委員に伝えることで、学校を共に作るという立場で意見をいただくべき場所だと感じています。良い部分も悪い部分も改善するために共有するようにしています。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 51 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 51 号は、可決いたしました。  
続いて、日程第 5 議案第 52 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 52 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 52 号は、可決いたしました。  
続いて、議案第 53 号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長       ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長       ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 53 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長       全員一致でございます。  
よって、議案第 53 号は、可決いたしました。  
続いて、議案第 54 号 伊賀市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱  
に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長       ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長       ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長       ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 54 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長       全員一致でございます。  
よって、議案第 54 号は、可決いたしました。  
続いて、日程第 6 議案第 55 号 伊賀市給食センター運営委員会委員  
の解嘱・解職及び委嘱・任命についてを議題といたします。  
本議案につきまして、いがっこ給食センター元気所長から説明をお願いします。

(いがっこ給食センター元気所長 説明)

教育長           ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長           該当となる学校は決まっているのですか。

いがっこ給食センター元気所長   輪番で決まっています。来年から友生小学校と上野西小学校もいがっこ給食センター元気からの配食になり、令和9年、10年の輪番は決まっています。令和10年以降は新たに輪番を承認いただく予定です。

委員            条例が施行された日付から委嘱期間が決まると思いますが、期間が4月1日開始でないため、2回審議しなければならないと思います。期間を4月からに変更することはできないのでしょうか。

給食いがっこ給食センター元気所長   基本、委嘱・任命期間を2年間で承認をいただくのですが、人事異動やPTAの役員の退任によって任期を終えられる方も、2年間続けて委員になっていただく方もいらっしゃいます。任期途中での交代は、人事異動等で4月には分かるため、なるべく早く承認をいただけるようにしていますが、4月に委員になった方の意見も含めて、委員を決定して事務手続きを進めるには、7月1日委嘱・任命がちょうど良いと考えております。

委員            委嘱・解嘱等のタイミングが1度の方がなにかと良いかと思ったので質問させていただきました。

教育長           他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長           ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長           ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第55号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長           全員一致でございます。  
よって、議案第55号は、可決いたしました。

教育長           それでは、日程第7 報告説明事項に移ります。  
事項①番 寄附についてを説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長           ご質疑ございませんか。

委員           口頭で説明のあった枚数を資料に記載していただいたほうが良いと思います。

教育総務課長   今後そのようにします。枚数は3,355枚です。

教育長           他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長           続いて、事項②番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

委員           教育長の挨拶でも子どもたちの安心安全で過ごせる環境について話がありましたが、「匿名・流動型犯罪グループ」について、低年齢化していることに恐怖を感じています。どこで介入し止めるのか非常に難しいと思いますが、携帯電話やSNSの使い方等について、初期段階での対策が重要だと思います。教育委員会として、警察との協力体制などは取っているのか気になったため、質問させていただきます。

教育長           先日も携帯電話に関わる事案がありました。保護者からの届け出が必要ですので、警察へ相談してもらいましたが、警察もそこまで踏み込めない事案もあります。

委員           保護者の管理と、携帯を与えるときの約束事について、小さな子どもたちも携帯電話を持っている子がいるので、心配だと思っています。

学校教育課長   頻繁に新しい事案が出てきています。最近の校園長会では、AIを使って写真を加工して、人の姿を坊主や裸にした画像をチャットグループで送る等の行為について、注意するようという話題が出ていました。警察と連携を取って、全体に向けて話をしてもらうという形で、児童相談所等とも連携を取りながら進めていっております。

委員           携帯電話を持たせるときの保護者の管理の仕方についても、学校でも考えてほしいと思いましたので、警察との連携等について聞かせていただきました。「匿名・流動型犯罪グループ」については、高校生だけでなく中学生も対象になり得ると思いますし、分からないまま犯罪行為に及ぶのは、非常に恐ろしいと思いますので、SNS、携帯の管理についても、保護者とも連携を取りながら見守ってほしいと思います。

委員           小学校でスマホを持たせる割合が多くなってきていると思いますが、フィルタリングの設定に関する保護者への指導はありますか。

学校教育課長 啓発の時に、文字や言葉でフィルタリング機能について伝えていますが、具体的な設定方法は学校からは示していないと思います。

委員 簡単な設定ならできるかもしれませんが、どの機種であっても、ペアレンタルコントロールの設定が難しいと思います。生成 AI では虚偽を伝えられることもあり、それを子どもたちが間に受けてその通りに動いてしまうことが、結構あるのではないかと思います。保護者に対して、具体的な設定方法を学校で警察を呼んで説明会をすることも必要ではないかと思います。

教育長 入学説明会では、具体的なものではありませんが、案内の書かれたクリアファイルを渡しています。結局は保護者が真剣になってくれるのが大きいと思います。

学校教育課長 伊賀市でこのようなことが起こっているという、具体的な啓発は出来ると思います。

委員 アプリの使用制限などを細かく設定できますので、設定方法の説明をした方がいいのではないかと思います。

学校教育課長 タブレットについては、この言葉が含まれているアプリは使用できない等をケーブルテレビに設定をしてもらっていますが、何か事案が起こった時に、その都度設定してもらうようにするしかないのが現状です。

教育長 もう一つ、最近は虐待が増えています。4月から5月20日の校園長会議までの間で約10件あり、例年に比べてとても多いです。

委員 なぜ虐待があったと分かったのですか。

教育長 痣がある場合や、子どもの様子がおかしい場合等、疑わしいものについては先生から報告することになっています。通告をしないと児童虐待防止法違反となります。私の方には、児童相談所まで報告が行かないものも、報告が挙がってきます。

学校教育課長 本人を叩く等に加え、両親が喧嘩をしていたところを見せることも通告の対象となります。

教育長 喧嘩を見せること自体が、心理的虐待となります。着替えをさせない、入浴をさせない、親が家に帰って来ず一人で過ごした等についても、虐待の案件とされます。校長が確認し、子どもの育ち支援課や緊急性がある場合には児童相談所に直接来ていただいて話を聞いて、その後は保護者を呼ぶ場合もあります。保護者がどう育てていくかについても、話

をしていくことになります。

学校教育課長 多いときは1日2～3件、昨年は、学校からと直接教育委員会に保護者から連絡来たものを含めて、1年間で400件から500件ありました。件数も増えているため、来年は指導主事の生徒指導担当を1人から2人に増やそうかと考えています。

委員 家庭環境の影響ですか。

教育長 価値観もあると思います。子どもや保護者に対して、生徒指導としての対応がスムーズにできないことを、担任が抱え込んでしまうこともあると思います。学校も緊張感、緊迫感を感じながら学校運営していると思います。教育委員会指導主事がどのように支援しながら、学校を運営していくのかが一番の課題だと思います。先生も子どもも幸せに思える学校にしていけないといけないと思っています。

教育長 他にご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。それでは、これをもちまして、第6回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

11時02分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員